

(7) 自動車の燃料に関する許容限度

平成7年4月の大気汚染防止法の一部改正により、環境庁長官が自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を設定することとなった。これを受けて、平成7年10月に、これらの許容限度を定める告示が公布された。さらに、これらの許容限度の確保のため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき揮発油規格及び軽油規格が定められ、平成8年4月から規制が開始された。

第四次答申、第五次答申及び第七次答申に基づき、自動車排出ガス規制を強化するため、大気汚染防止法に基づく「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」が一部改正され、ガソリン中に含まれる酸素分の許容限度が新たに設けられ（H15.8.28）、また、ガソリン及び軽油中の硫黄分の許容限度が強化された（H16.12.31及びH18.11.30）。

さらに、許容限度の確保のため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が一部改正され、ガソリン中の酸素分に関しては平成15年8月から規制が開始されており、ガソリン中の硫黄分に関しては平成16年12月、平成20年1月と規制が強化されている。また軽油中の硫黄分に関しては平成16年12月、平成19年1月と規制が強化されている。現在の許容限度を表19に、軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移を図7に示す。

表19 自動車の燃料に関する許容限度

ガソリン	鉛	検出されないこと。
	硫黄分	0.001 質量百分率以下であること。
	MTBE（メチルターシャリーブチルエーテル）	7体積百分率以下であること。
	酸素分	1.3 質量百分率以下であること。
	ベンゼン	1 体積百分率以下であること。
	灯油の混入率	4 体積百分率以下であること。
	メタノール	検出されないこと。
	エタノール	3 体積百分率以下であること。
	実在ガム	100 ミリリットル当たり5ミリグラム以下であること。
	色	オレンジ色であること。
軽油	硫黄分	0.001 質量百分率以下であること。
	セタン指数	45 以上であること。
	九十パーセント留出温度	360 度以下であること。
	トリグリセリド	0.01 質量百分率以下であること。
	脂肪酸メチルエステル	次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ. 0.1 質量百分率以下であること。 ロ. 0.1 質量百分率を超え5 質量百分率以下であって、次に掲げる要件を満たすこと ・メタノールが 0.01 質量百分率以下であること ・酸価が 0.13 以下であること ・ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が 0.003 質量百分率以下であること ・酸価安定度が 65 分以上であること

*酸価：軽油一グラムの中に含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう

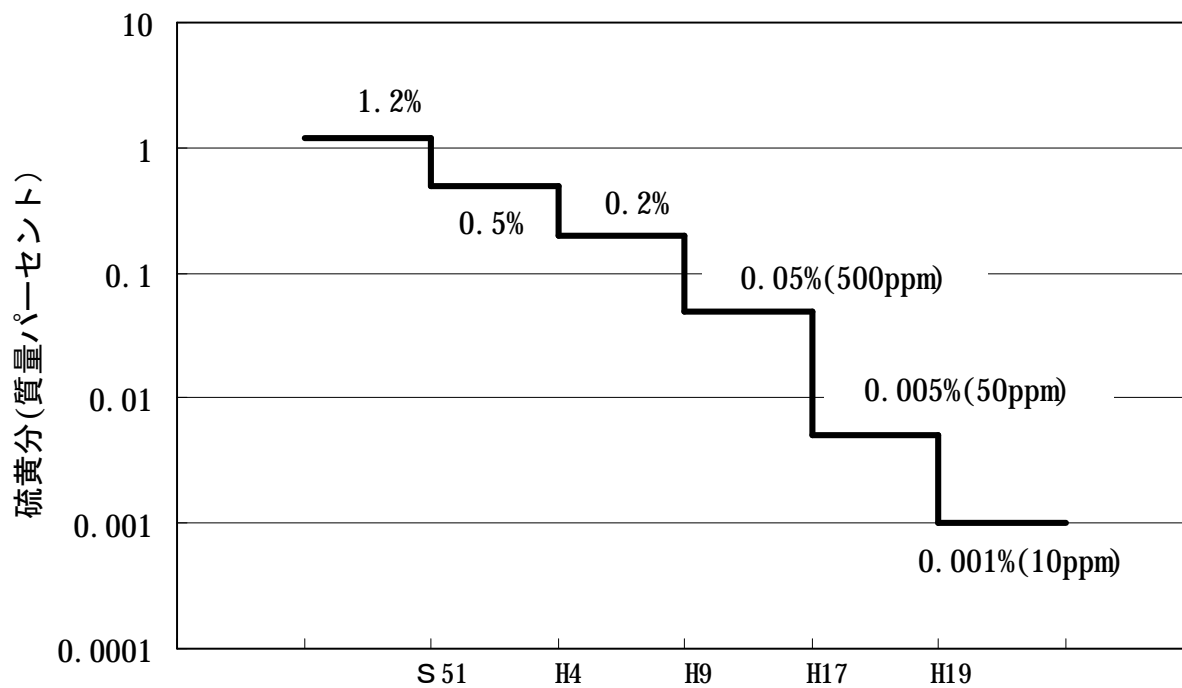


図7 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移